

様式第8号

指令第414号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西5条33丁目11番地

氏 名 山口運輸 有限会社

代表取締役 山口 倫生

令和5年6月29日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (産業廃棄物に該当しない伐根等)
営業所の所在地及び名称		帯広市西5条33丁目11番地 山口運輸 有限会社
許 可 期 間		令和 5年 7月17日から 令和 7年 7月16日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		清水町全域
許 可 条 件	収集した廃棄物の搬入場所	清水町が指定する場所
	そ の 他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和5年7月12日

清水町長 阿部 一 男

